

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大和郡山市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和三年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール大和郡山

所在地 大和郡山市下三橋町七四一

二 大和郡山市から聴取した意見の概要

1 環境保全等に関する諸法令の規制基準値を遵守すること。

2 事業により周辺住民等からの環境保全に関する苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講じると共に、誠意を持って解決すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和三年八月三十一日から同年九月三十日まで。ただし、奈良県の休日を含め、  
例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま  
す。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで